

公表

入札結果

(単位:円)

工事 番号	建 第 110 号	工 事 名	川尻東プール解体撤去工事	現場説明	令和 8年 7月 23日	予定価格(税抜)	19,534,000
		工 事 場 所	呉市川尻町東 1 丁目 1 6 番地内	開札執行	令和 8年 8月 6日 11時 43分	最低制限価格(税抜)	17,816,202
				落札方式	最低制限価格制度		
				契約方法	一般競争入札（事後審査型）		
商 号			入 札 状 況				
			1 回	入 札 結 果			
1 荒岡建設（株）			17,822,160	落札			
2 （有）アタック			17,666,334	失格			
3 （有）入川建設			17,963,000				
4 稲田産業（有）			17,777,000	失格			
5 （有）石丸土木			17,710,000	失格			
6 大西工務店（株）			17,709,624	失格			
7 （株）太野建設			17,580,600	失格			
8 希望建設（有）			17,700,000	失格			
9 （有）桐山組			17,895,663				
10 （株）久保建設			17,765,000	失格			
11 （株）くれ海陸			17,663,000	失格			
12 広南開発（株）			17,745,630	失格			
13 （株）三栄商会			17,791,400	失格			
14 新光建設（株）			17,831,100				
15 真大産業（株）			17,861,088				

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申込みに係る価格である。

公表

入札結果

(単位:円)

工事番号	建第 110 号	工 事 名	川尻東プール解体撤去工事	現場説明	令和 8年 7月 23日	予定価格(税抜)	19,534,000
		工 事 場 所	呉市川尻町東 1 丁目 1 6 番地内	開札執行	令和 8年 8月 6日 11時 43分	最低制限価格(税抜)	17,816,202
				落札方式	最低制限価格制度		
				契約方法	一般競争入札(事後審査型)		
商 号			入 札 状 況				
			1 回	入 札 結 果			
16 (株)新愛			17,785,707	失格			
17 将建(株)			17,736,598	失格			
18 (株)シンコウ			17,797,661	失格			
19 (有)西栄土木			17,648,037	失格			
20 (有)盛業組			17,666,550	失格			
21 大法建設(有)			17,748,473	失格			
22 (株)樹建設			17,770,080	失格			
23 (有)土博			19,534,000				
24 (株)寺上組			17,747,075	失格			
25 (有)寺上産業			17,692,360	失格			
26 (有)土井運送総業			18,018,943				
27 (株)東伸			17,691,000	失格			
28 (株)東広開発社			17,789,984	失格			
29 (有)中能組			17,745,000	失格			
30 (株)ナチュラス			17,812,800	失格			

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申込みに係る価格である。

公表

入札結果

(単位:円)

工事番号	建第 110 号	工 事 名	川尻東プール解体撤去工事	現場説明	令和 8年 7月 23日	予定価格(税抜)	19,534,000
		工 事 場 所	呉市川尻町東 1 丁目 1 6 番地内	開札執行	令和 8年 8月 6日 11時 43分	最低制限価格(税抜)	17,816,202
				落札方式	最低制限価格制度		
				契約方法	一般競争入札（事後審査型）		
商 号			入 札 状 況				
			1 回	入 札 結 果			
31	橋本工業（有）		17,694,000	失格			
32	（有）広圧送		17,772,033	失格			
33	藤美興業（株）		17,752,499	失格			
34	（有）堀内興業		17,790,000	失格			
35	（有）増田屋建設		17,724,130	失格			
36	（有）松岡組		17,833,000				
37	（株）松尾組		17,717,651	失格			
38	（有）丸真		17,760,000	失格			
39	水場産業（有）		17,711,100	失格			
40	（有）村尾組		17,855,000				
41	明德建設（有）		17,742,211	失格			
42	（有）山本技建		17,755,000	失格			

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申込みに係る価格である。